

**「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の
一部を改正する省令(仮称)案」
に関する意見の募集(パブリックコメント)について**

平成 31 年 3 月 8 日
土地・建設産業局企画課

国土交通省では、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法」(平成 30 年法律第 49 号)及び「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行令」(平成 30 年政令第 308 号)の規定に基づき、「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(仮称)」を定めることを予定しています。つきましては、下記の要領にて広く国民の皆さまの御意見を募集致します。

皆様から頂いた御意見につきましては、最終的な決定における参考とさせていただきます。なお、御意見に対する個別の回答は致しかねますので、あらかじめその旨御了承願います。

<募集要領>

1. 意見募集対象

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(仮称)案について(別添)

2. 意見送付要領

氏名、所属(会社名又は所属団体)、住所、電話番号及びメールアドレスを別紙の意見提出様式に御記入の上、次のいずれかの方法で、御意見を日本語にて送付してください。なお、御意見を正確に把握するため、電話等による御意見は御遠慮願います。

(1) 電子メールの場合(テキスト形式でお願いいたします。)

メールアドレス:hqt-tochi-kikaku[[@](mailto:hqt-tochi-kikaku@ml.mlit.go.jp)]ml.mlit.go.jp

※[[@](mailto:hqt-tochi-kikaku@ml.mlit.go.jp)]を@に変えてください。

(電子メールの題名を「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(仮称)案」に関する意見」としてください。)

(2) F A X の場合

F A X 番号: 03-5253-1558

国土交通省土地・建設産業局企画課 意見募集担当 あて

(3) 郵送の場合

〒100-8918 東京都千代田区霞ヶ関 2-1-3

国土交通省土地・建設産業局企画課 意見募集担当 あて

3. 意見募集期間

平成31年3月8日（金）から平成31年4月6日（土）まで（必着）

4. 問い合わせ先

国土交通省土地・建設産業局企画課 意見募集担当

電話番号 03-5253-8111（内線 30658）

5. 留意事項

頂いた御意見は、住所、電話番号及びメールアドレスを除き、公開される可能性があることを御承知おきください。公表の際に匿名を希望される場合は、意見提出時にその旨をお書き添えください。住所、電話番号等の個人情報につきましては、適正に管理し、御意見の内容に不明な点があった場合等の連絡、確認といった、本案に対する意見公募に関する業務にのみ利用させていただきます。

【別紙】

国土交通省土地・建設産業局企画課 意見募集担当 あて

「所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法施行規則の一部を改正する省令(仮称)案」に関する意見

(フリガナ) 氏名	
(フリガナ) 所属	
住所	
電話番号	
メールアドレス	
ご意見	(対象部分 :) (御意見) (理由)